

確定申告のお知らせ

確定申告の期間	所得税・復興特別所得税
	2月17日(月)～3月16日(月)
	贈与税
	2月3日(月)～3月16日(月)
個人消費税	
2月17日(月)～3月31日(火)	

申告に関する提出・相談

2月17日(月)～3月16日(月)

※ただし、土・日曜日、祝日については2月24日(月・振休)、3月1日(日)のみ開設

提出 8時30分～17時

相談 9時～16時

場所 平塚市庁舎1階多目的スペース

マイナンバーについて

提出の際には個人番号カードまたは通知カードと身元確認書類の提示もしくは写しの添付が必要です。

※代理・郵送、または税務署以外で提出する場合は、個人番号カードまたは通知カードと身元確認書類の写しの添付が必要です。

税理士会が行う無料申告相談

2月4日(火)、5日(水)

午前の部 9時30分～正午

午後の部 13時～15時30分

場所 町保健センター2階研修室



確定申告等の作成案内

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。事前にお近くの税務署でID・パスワードを取得すれば、混雑する税務署に行かなくてもパソコンやスマホで簡単に申告書を作成・送信できます。

<https://www.nta.go.jp/>

確定申告書の窓口配布

税務署では1月6日(月)、町役場税務課窓口及び国府支所では1月24日(金)から配布します。

※町での申告相談、受付の詳細は広報おおいそ2月号に掲載します。

問 平塚税務署 ☎(22)1400

作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

税務課 ☎内線253

医療費控除

平成31年1月～令和元年12月に、本人や生計を共にする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができます。

申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

各健康保険組合から送付される医療費通知を添付することにより記載を簡略化することができます。

「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、1月24日(金)より税務課窓口及び国府支所で配布予定です。

問 税務課 ☎内線253

6か月寝たきりの場合のおむつ代も医療費控除されます

申告には、医療機関が発行する「おむつ使用証明書」(前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町福祉課で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。)

問 福祉課 ☎内線302

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に発行します。確定申告の際に提出すると障害者控除を受けることができます。

対象 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障がい者及び身体障がい者に準ずると認めた方(状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください)。

問 福祉課 ☎内線302

